

平成27年度

第2回水戸市立図書館協議会

日 時 平成27年11月25日(水) 午前10時～11時30分

場 所 水戸市立見和図書館 視聴覚室

次 第

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 会議録作成署名委員の選出

4 議 題

(1) 水戸市子ども読書活動推進計画基本方針(案)について

(2) 水戸市図書館基本計画(第3次)について

(3) 指定管理者の指定について

(4) その他

5 閉 会

(1) 水戸市子ども読書活動推進計画策定基本方針（案）について

水戸市子ども読書活動推進計画策定基本方針（案）

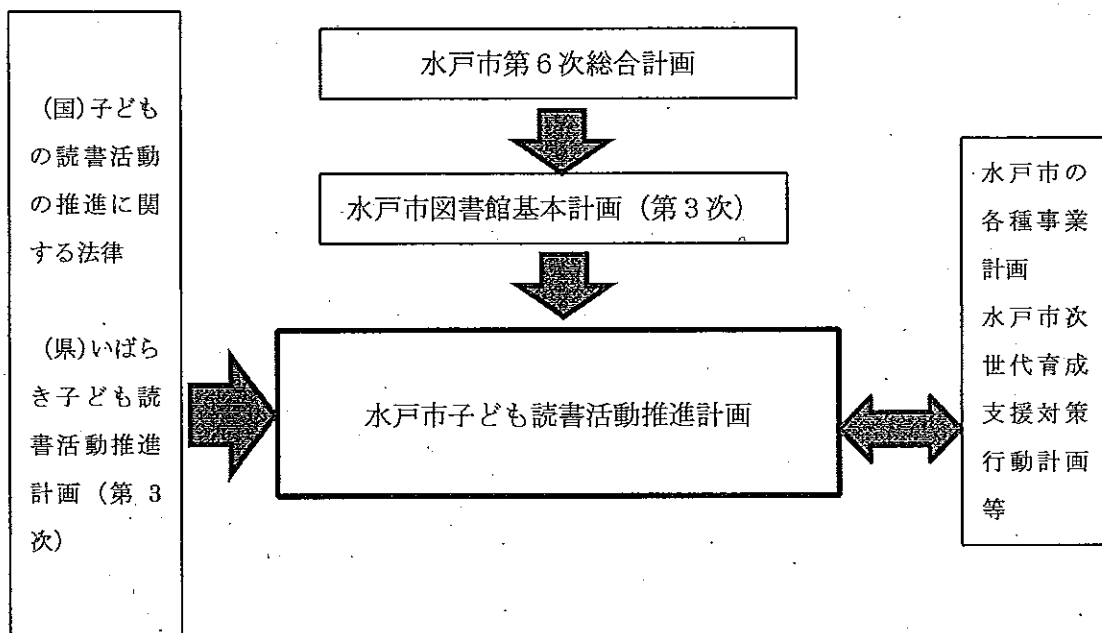
1 計画策定の趣旨

今日、人口減少と超高齢化による社会構造の変化やインターネット、携帯電話等さまざまなメディアの普及などにより、私たちの生活環境は大きく変化しています。このような生活環境の変化は、子どもたちの心身の発達にも影響を与えていると言われ、メディアの多様化は読書の機会を減少させ、活字離れが進むと懸念されております。

一方、子どもたちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を身につけることは、人生を豊かに生きるための基礎となるものです。未来を担う子どもたちが、本との出会いを通して、生きる力と豊かな感性を育むことができるよう、「水戸市子ども読書活動推進計画」（以下「本計画」という）を策定し、子どもの読書に関わる活動を推進します。

本計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」第4条に基く、市町村の計画として位置づけ、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、県の「いばらき子ども読書活動推進計画」及び上位計画である「水戸市第6次総合計画」、「水戸市図書館基本計画（第3次）」との整合を図りながら、本市における子どもの読書活動の推進に関する具体的な施策について定めるものです。

図（計画の位置付け）



2 計画策定の基本姿勢

本計画では、社会情勢の変化や国の動向などを踏まえながら、未来をリードする子どもたちが、本との出会いを通して、生きる力と豊かな感性を育むことができるよう、子どもの読書環境の充実を目指します。

目指す姿

子どもの読書活動に対する理解を深め、子どもが読書に親しむことのできる環境を充実させることにより自発的な読書を行うことができる子どもを育てる

基本方針

(1) 読書の必要性についての理解の促進

子どもの読書の必要性を理解できるよう、子育てをする大人だけでなく、子育ての支援に関心をもつすべての人へ向け、読書の必要性についての啓発を図ります。

(2) 読書に親しむことのできる環境の充実

子ども自身が読書に親しむ機会を充実させるため、家庭における読書の働きかけを行い、子育て支援施設、幼稚園、学校、図書館などにおける子どもの読書環境の充実を図ります。

(3) 子どもたちの自発的な読書の支援

子どもが自ら進んで読書を行えるよう、図書館や関係機関が連携し、子どもの発達段階に応じた働きかけを行い、読書に対する興味を継続して持てるよう支援します。

3 計画の構成及び期間

(1) 計画の構成

本市の現況、これまでの取組状況、重点化を図る項目等を踏まえ、目指す姿及び施策の基本的方向、目標指標、具体的な施策等を定めます。

計画の対象

本計画における子どもとは0歳から18歳までを対象とします。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、2017（平成29）年度から2020（平成32）年度までの4年間とします。ただし、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画策定の体制等

計画の策定にあたっては、積極的な市民参加を図るとともに、次の組織において計画作りを進めます。

(1) 市民参加

① 図書館協議会

学識経験者、学校図書館部会代表者、読書会やPTA代表者、大学教授、社会教育委員などで構成する図書館協議会において、計画内容の協議を行います。

(2) 庁内組織

① 策定連絡会議（関係課長）

策定連絡会議は計画（素案）及び計画（案）の策定作業を行います。

5 策定スケジュール

別紙の通り

策定スケジュール案(H27.4～H29.3)

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
担当課							基本方針案作成(施策、事業等の整理等)		基本方針案修正			計画案作成
庁内組織												
図書館協議会								協議				協議
担当課												公表・公開
庁内組織												報告
図書館協議会												協議

(2) 水戸市図書館基本計画（第3次）について

本計画の策定に係る過程

開催日	会議名・内容等
平成26年8月8日	第1回水戸市図書館基本計画（第3次）策定連絡会議 ・水戸市図書館基本計画（第3次）策定基本方針（案）について
平成26年8月21日	教育委員会会議 ・水戸市図書館基本計画（第3次）策定基本方針（案）について
平成26年9月1日	政策会議 ・水戸市図書館基本計画（第3次）策定基本方針（案）について
平成26年10月9日	図書館協議会 ・水戸市図書館基本計画（第3次）策定基本方針（案）について
平成26年12月1日	図書館協議会 ・水戸市図書館基本計画（第3次）について（協議）諮問
平成27年1月29日	図書館協議会 ・水戸市図書館基本計画（第3次）について（協議）
平成27年2月17日	第1回水戸市図書館基本計画（第3次）策定ワーキンググループ ・水戸市図書館基本計画（第3次）素案について
平成27年3月26日	第2回水戸市図書館基本計画（第3次）策定ワーキンググループ ・水戸市図書館基本計画（第3次）素案について
平成27年4月30日	教育委員会会議 ・水戸市図書館基本計画（第3次）素案について
平成27年5月1日	第2回水戸市図書館基本計画（第3次）策定連絡会議 ・水戸市図書館基本計画（第3次）素案について
平成27年5月25日	政策会議 ・水戸市図書館基本計画（第3次）素案について
平成27年5月28日	教育委員会会議 ・水戸市図書館基本計画（第3次）素案について（報告）
平成27年7月1日 ～30日	意見公募手続
平成27年7月7日	図書館協議会 ・水戸市図書館基本計画（第3次）について（協議）
平成27年8月24日	・水戸市図書館基本計画（第3次）について（協議）答申
平成27年8月25日	教育委員会会議 ・水戸市図書館基本計画（第3次）（案）について（協議）
平成27年8月28日	庁議 ・水戸市図書館基本計画（第3次）（案）について ・水戸市図書館基本計画（第3次）策定

教中図諮問第 1 号

平成 26 年 12 月 1 日

水戸市立図書館協議会 様

水戸市立中央図書館

館長 岡田 豊明

水戸市図書館基本計画（第 3 次）について（諮問）

図書館法第 14 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

諮問事項 水戸市図書館基本計画（第 3 次）について

諮問理由

本市図書館では、平成 21 年度に策定した新図書館基本計画に従って「地域の知の拠点として地域に開かれた図書館」を基本理念に、各種施策を展開してきましたが、計画期間が平成 26 年度末で終了することから、平成 25 年 12 月に策定された水戸市第 6 次総合計画（計画期間平成 26 年～35 年）に、新たな図書館基本計画の策定が位置づけられております。

近年、人口減少・超高齢社会の到来、ライフスタイルの多様化など、急速に社会構造が変化する中、社会のあらゆる分野に情報化が浸透し、インターネット等の飛躍的な普及の影響により、図書館を取り巻く環境は大きく変化しています。また、市民の余暇時間の増加や市民ニーズの多様化が進み、新たな学習機会の提供や市民自らが抱える課題を解決するための資料、情報の収集、提供がこれまで以上に求められるなど、今後、市民生活に果たす図書館の役割はますます大きくなると予測されます。

新たな水戸市図書館基本計画（第 3 次）は、これらの社会変化等に対応し、市民の自主的な学習活動を支援する知の拠点として、より一層のサービス向上を図るため、水戸市第 6 次総合計画と整合を図りながら、策定するものです。

つきましては、水戸市図書館基本計画（第 3 次）の策定にあたり、計画の内容につきまして貴協議会の意見を求めます。

平成 27 年 8 月 24 日

水戸市立中央図書館
館長 五上 義隆 様

水戸市立図書館協議会
委員長 友末 忠徳

水戸市図書館基本計画（第 3 次）の策定について（答申）

平成 26 年 12 月 1 日付け教中函諮問第 1 号で諮問のありました水戸市図書館基本計画（第 3 次）の策定について、別冊のとおり答申いたします。

記

協議の経過と結果

水戸市立図書館協議会（友末忠徳委員長、田山和子副委員長を含む委員 15 人）は、平成 26 年 12 月、水戸市立中央図書館長から水戸市図書館基本計画（第 3 次）の策定について諮問を受け、今後 10 年間にわたる図書館のあるべき姿について、協議を重ねました。

協議の中では、デジタル化への本格的な対応、レファレンス機能の強化、子どもの読書環境の充実、高齢者等社会的弱者への配慮などの基本施策に関わること以外に、図書館には生涯学習の拠点施設として、地域の活力を高める役割が求められていることや、計画立案にあたっては、選択と集中の観点から思い切った施策の見直しを行うこと等の意見が出されました。

その上で、計画の進行管理にあたっては、各施策の進捗状況を把握し、PDCA サイクル手法や数値目標の設定により適切な管理を行うとともに、達成状況についても定期的に公表し、計画の内容が未達成の場合には、原因等の検証と効果的な改善策の検討に努めるよう要望いたします。

また、計画が、市民に分かりやすく身近なものとなるよう、概要版の作成やホームページなどを使った効果的な計画の周知に努めると同時に、市民の意見や要望を把握し、市民の声が施策に反映されるよう、開かれた図書館運営を併せて要望いたします。

図書館協議会審議過程での各委員からの意見

1 図書館の目指す姿と基本方針について

(1) 図書館の目指す姿

新たな計画においては、社会情勢の変化や国の動向などを踏まえながら、情報メディアの発達・普及により、活字離れが進む子どもたちの読書環境の充実や地域住民が抱える課題を解決するための課題解決支援機能の強化、また、多様化する利用者ニーズに応え、図書館サービスの質を向上させていくために市民と行政との協働による取組を進めるなど、市民が一層本に親しめる環境づくりの推進を要望します。

(2) 基本方針について

- 市民が生涯にわたり、自ら学び考えるために必要とする資料や情報を提供する。
- 市民が抱える課題解決の支援に向け、市民一人一人の暮らしや仕事に役立つ資料や情報を提供する。
- 本市の持つ歴史的な価値や文化を重視し、郷土について学び、考えるための郷土・行政資料の収集・保存に努めるとともに、資料の積極的な活用により郷土の歴史や文化を知ることを通して、郷土水戸に愛着と誇りをもつことができる環境づくりを進める。
- 中央図書館をはじめとする6館それぞれの地域性を生かした特色ある図書館運営に努める。
- 図書館ボランティアが生き生きと活動できる場の提供や支援等、市民と行政との協働による図書館運営に努める。

2 基本施策について

- (1) 資料のデジタル化をさらに推進し、電子図書館の構築に努めること。できれば、電子図書館の構築を基本方針の柱の一つとするよう要望する。
- (2) 図書館が市民の抱える課題を解決する相談窓口としての役割を期待されていると考える。レファレンス・サービス機能の強化や司書の資質の重要性、図書館が市民にとって有益な施設であること等を計画に盛り込んでいただきたい。
- (3) 少子化等の影響から幼稚園や小学校などの統廃合が進み、地域から学校がなくなるなど地域力の低下が起きている。図書館は、生涯学習の拠点施設として、地域の活力を高める役割を担っていただきたい。
- (4) 子どもたちが主体的な読書習慣を身に付け、本との出会いを通して、生きる力と豊かな感性を育むことができるよう、学校図書館の支援など、子どもの読書環境の充実に努めること。

- (5) 職員研修を今まで以上に行い、接遇やレファレンスなどさらなる職員の技能向上に努めること。
- (6) 新たな計画は、総花的に施策を盛り込むのではなく、選択と集中の観点からこれまでの施策の見直しを行い、時代に即応した計画の立案に努めること。
- (7) 高齢者や障害者等の社会的弱者に配慮した施策の立案に努めること。

参考

市民意見の概要

意見の概要	区分	頁数	件数
指定管理者制度について		21	10
レファレンス・サービス（読書相談）	レファレンス・サービスの分担	29	1
学校図書館の充実		25	1
ICT（情報通信技術）を活用した新たなサービスの実施	電子書籍の収集・貸出	30	1
	読書通帳の導入と個人情報の管理	30	2
	音楽配信サービスと著作権	30	1
	SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）活用による情報発信	31	1
子どもの読書活動の推進		24～25	1
職員研修		29,33	2
司書職員の配置			1
ボランティア活動	ボランティア連絡協議会	42	2
	有償ボランティア	36	1
	ボランティア向け研修	42	1
計画の進行管理		43	1
計画策定の進め方		42	1
図書館の目指す姿等		14	1
中央図書館のあり方	中央の役割と機能，地区館との関係等	36	3
特色ある図書館運営	役割分担について	36	1
目標指標の設定について	有効登録者数	21	1
計			33

様式7号

意見公募手続実施結果

- 1 題名 水戸市図書館基本計画（第3次）（案）について
- 2 案の公表日 平成27年7月1日（水）から7月30日（木）まで
- 3 市民からの意見数

計 7 人（内団体1） 33件

(1) 郵送	人	件
(2) FAX	1 人	1 件
(3) メール	6 人	32 件
(4) 直接提出	人	件

4 提出意見及び提出意見を考慮した結果

意見等の概要	市の考え方（対応）
<p>便利な電子書籍の貸出を導入し、市民が電子書籍へ触れ合う機会を増やすと同時に、電子書籍利用の研修を要望します。</p>	<p>御指摘の点につきましては、水戸市図書館基本計画（第3次）（案）の電子書籍の収集・貸出の検討に記載しましたとおり、導入を検討してまいります。</p> <p>また、電子書籍利用の研修につきましては、インターネットやソーシャルメディア等の利用講座の研修と合わせて、実施を検討してまいります。</p>
<p>SNS活用による新刊図書の情報発信や読者の読書記録を投稿できるコミュニティー広場を作り、良書との出会いを促進する仕組みを取り入れて欲しい。</p>	<p>現在、水戸市では SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）を使った積極的な情報発信を行っているところです。図書館でもフェイスブックやブログ等で行事等の PR を行っており、今後、御提案の内容についても検討を進めてまいります。</p>
<p>駅や身近なコンビニエンスストアに返却スペースを設けて、利便性を高めてください。付随効果として普段図書館を利用しな</p>	<p>現在、市内に配置された6つの図書館間では、借り受けた館にかかわらず、どの館でも資料の返却が可能です。さらに市民</p>

<p>い人にも、返却された本を見ることで、良書との出会いが生まれ、新たな図書利用へ結びつくと考えております。</p>	<p>の利便性を高めるため、返却資料の回収方法等も含め、返却スペースの設置を検討してまいります。</p>
<p>小さい子を持つ親が気兼ねなく図書館を利用できるよう、親子で読み聞かせなどをして楽しめるスペースや時間を作って欲しい。</p>	<p>計画（案）では、子どもの読書活動の推進を重要な基本施策の1つに掲げ、子どもの読書習慣の形成に向け、おはなし会や子ども向け事業の充実を位置づけております。</p> <p>今後、赤ちゃんや未就学児を持つ親が気兼ねなく図書館を利用できるよう、親子が利用しやすい環境づくりに努めてまいります。</p>
<p>来年度より地区館5館が順次指定管理者制度導入により民間の運営になる。これは、これまでの公立図書館のあり方が根本から変わる事を意味しているにもかかわらず、その記述がほとんどない。</p> <p>来年度から指定管理者制度により運営される地区館についての、中央図書館の立ち位置や在り方及びビジョンが見えない。</p>	<p>図書館の管理運営が行政か指定管理者を問わず、図書館基本計画（案）に基づいて施策を推進することはこれまでどおりであり、指定管理者制度導入方針の中に、図書館行政方針に基づく各施策の円滑な推進や公立図書館としての公平性、信頼性を保つため、中央図書館に担当部門を設けるなど、地区館への指導・監督機能を強化することが位置づけられております。</p> <p>また、指定管理者に示す管理業務仕様書の中で、中央図書館と指定管理館（地区館）の業務分担を明記し、地区館への指導、監督、運営状況の評価等を中央図書館が行うこととしています。</p>
<p>図書館の目指す姿に「地域の知の拠点として、学びを支え、暮らしに役立つ、市民との協働による魅力ある図書館」とあるが、市民との協働が図書館ボランティアと事業を展開し、図書館サービスの質の向上に取り組むとなっている。</p> <p>水戸市第6次総合計画での市民との協働</p>	<p>計画（案）の図書館の目指す姿には、市民一人一人の学習活動を支えるとともに、暮らしや仕事に役立つ知識や情報を提供する知の拠点を目指すという考え方と、市民との協働により魅力ある図書館づくりを推進するという考え方が盛り込まれており、平成21年度～26年度を計画期間とした新</p>

<p>は、市民力を高め市民の英知と行政の連携によりまちづくり等に活用すると述べており、図書館の持っている知の拠点とした役割が見えない。本来図書館は、地域の知の拠点となるべき力を備えているはずであり、その事を前面に掲げるべきと考える。</p>	<p>図書館基本計画の考え方を踏襲するものです。</p>
<p>上記でも述べたが、図書館の持っている情報等をいかに活用し発信するかが問われており、その意味において「レファレンス」業務は非常に重要な位置づけになる。レファレンス業務は、公であれ民であれ、これまで以上に充実させる事が、上位計画と整合すると思うがいかがか。その為の官民間わりの研修体制の充実が必要である。</p>	<p>計画（案）では、中央図書館と地区館のレファレンス・サービスの役割分担を図り、専門的な内容は資料の充実した中央図書館で、軽易なものは地区館で行うこととしております。</p> <p>レファレンス・サービスは、貸出と並んで図書館サービスの核となる業務です。市民からの問合せに迅速かつ的確に対応できるよう、中央図書館が中心となって職員研修を推進してまいります。</p>
<p>図書館ボランティアを育成し、協働事業を展開する為に、（仮称）「ボランティア連絡協議会」を立ち上げると記述されているが、行政が事務局を持たないと連絡協議会として機能しない。図書館協議会に準じた組織としなければ、市民や児童に対し図書館の活用が進まないと感じる。</p>	<p>（仮称）「ボランティア連絡協議会」を立ち上げ、合同の研修会等を通して会員の技能向上とグループ相互の交流及び連携を図ってまいります。この運営にあたっては、この会の目的が効果的に達成されるよう、組織のあり方等を検討してまいります。</p>
<p>図書館に指定管理者制度導入を図る協議会に諮問したのは中央館長だということだが、これは前代未聞の話である。よほど図書館に愛着がないにちがいない。市長も教育長も知らないということであれば全くの責任問題にもつながりかねない。市長がたびたび掲げる抽象的な「多彩な文化や交流が創出される成熟した街の実現に向け、一中略— 多くの人が集い、交流することによって新たな文化が創造されるまち、楽</p>	<p>図書館法第14条において、図書館協議会は図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとされております。</p> <p>図書館への指定管理者制度導入は、市の行財政改革プランに位置付けて、平成19年から検討を開始し、平成26年11月に導入方針を決定、平成27年6月議会において水戸市立図書館条例の一部を改正する条例が議決され、中央図書館を除く地区館5館への指定管理者制度導入が決定したところ</p>

<p>しめるまちづくり、まち全体の活性化を目指します。」というフレーズの中に図書館が入っていないことに、疑問も、矛盾も感じないのは、上記につながる。</p>	<p>です。</p>
<p>平成28年4月から、指定管理者制度導入が決定するのを見越した形でされた「水戸市図書館基本計画」(第3次)(案)であるが、このなかで指定管理者制度導入について触れられているのは、P.21にただ1箇所存在するのみで、従来と何ら変化がないように装っているのはなぜか？</p>	<p>図書館基本計画(第3次)(案)は、各施策を実施し、市民が一層本に親しむことのできる環境づくりを目指しています。</p> <p>指定管理者制度の導入につきましては、管理運営が民間業者であろうとも、計画(案)に沿った施策を展開し、市民サービスの一層の向上と効率的・効果的な図書館運営に努めてまいります。</p>
<p>水戸市図書館基本計画(第3次)(案)によると、図書館の使命は「公共図書館の運営の原則として、無料・公費負担・全ての人への平等なサービス」であると公共図書館のあるべき姿を理解したうえで、指定管理者制度への移行を決定したのは、住民侮辱の最たるもので、市長、教育長の見識を疑う。図書館協議会のメンバーも、図書館とは？に熟知した学識経験者なのだろうか。</p>	<p>指定管理者制度導入の目的は市民サービスの向上と効率的・効果的な図書館運営にあります。</p> <p>この目的の実現に向け、計画(案)に沿って各施策を実施してまいります。</p>
<p>「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」のなかで「図書館は、利用者及び住民への資料や情報の提供等の直接的なサービスや、読書活動の振興を担う機関として、また地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めることとされている」という記述を認識してなお、指定管理者に上記を任せるとするのは、無責任きわまりない。</p>	<p>「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」における図書館の役割につきましては、計画(案)の図書館の目指す姿に位置付け、各施策を実施してまいります。</p>

<p>子どもの読書活動の推進も指定管理者に任せるのか。従来の市立図書館は、苦労しながらもこの読書活動について、無償のボランティアとともに努力してきたと思うが、指定管理者に任せる理由、メリットを明示してほしい。公教育の放棄にもつながりかねない問題である。なお、指定管理者の下にボランティアが入るとしたら、これは当然有償であるべきである。</p>	<p>子どもたちが主体的な読書習慣を身に付け、本との出会いを通して、生きる力と豊かな感性を育むことができるよう、中央図書館を中心として、図書館ボランティア等と連携しながら、親子で絵本や読み聞かせ、ブックトークなど子どもの読書活動を推進してまいります。</p>
<p>本年4月、水戸市、足利市、備前市、日田市の「近世日本の教育遺産群」が日本遺産に認定された。このことで水戸市は4市が連携して情報発信や普及啓発に取り組むとしているが、この4市の図書館中で指定管理者制度に移行する方向を示しているのは水戸市のみである。これは、「本市の図書館の目指す姿を「地域の知の拠点として、学びを支え、暮らしに役立つ、市民との協働による魅力ある図書館」と定め、また教育目標の「知性に富み、心身ともに健全な風格を備えた人間(水戸人)の形成に寄与する」としていることと大きく矛盾する。中央館のみを残して、このような大課題を、指定管理者に任せるという市の姿勢はまことに恥ずかしいし、情けない。</p>	<p>指定管理者制度導入の目的は市民サービスの向上と効率的・効果的な図書館運営にあります。</p> <p>図書館の管理運営が指定管理者に代わろうとも、この目的達成のために、計画(案)に沿って各施策を実施してまいります。</p>
<p>今後の図書館サービスの一つにインターネットによる音楽配信サービスの導入なども計画されているが、本当にここまでやるの?と思う。これは内容にもよるが著作権にもかかわる大問題である。インターネット利用講座の研修会等も企画されているが、これは本来なら、生涯学習の一環として水戸市が市民センター等で実施すべきものであって、図書館が実施するのは図書館</p>	<p>インターネットによる音楽配信サービスは県内(土浦市、筑西市、潮来市等)の図書館はもとより、全国の図書館で広く導入されているサービスであり、著作権法に抵触しないよう、違法なダウンロードができない仕組みになっております。</p> <p>現在図書館では、インターネットや商用データベースを導入し、利用者サービスに供しているところであり、図書館の設置及</p>

<p>利用案内やレファレンス等の図書館ツールの使い方などではないか。</p>	<p>び運営上の望ましい基準においても、情報サービスの必要性が規定されております。</p>
<p>図書館利用登録の個人情報は厳しい管理下に置かないと漏えいにつながり、ましてや「自分の読書歴」を残す「読書通帳」の導入などはとんでもない。思想、信条の自由の問題とも連結しかねない重大問題であることを認識すべきである。</p>	<p>利用登録等の個人情報は、いかなる場合においても厳重な管理が必要です。</p> <p>計画（案）の読書通帳は、神奈川県厚木市、長野県佐久市、山口県下関市など、全国の図書館で導入の実績があり、子どもの読書離れの阻止やお年寄りの返し忘れ防止、読書家の方の読書ノート等の目的で導入されております。</p> <p>また、このシステムは貸出中のものだけに通帳へ印字するもので、資料返却後には貸出情報は消去され、利用者の過去の読書履歴はコンピュータシステム内に残らないという原理・原則は担保されております。</p>
<p>市立図書館の利用者が市民の11%余しかいないので、指定管理者に移行するという発想は、市民へのサービス放棄であり到底容認できない。逆に11%も市民が利用している施設がありますか？ ぜひ、伺いたい。各館の環境を整備することにより、利用者の増加が図れることを市は努力していません。</p> <p>大型プロジェクトのほんの少しの予算で若者から高齢者まで楽しく利用できる図書館づくりを市はもっと自覚すべきです。</p>	<p>日本図書館協会が図書館の客観的な点検評価に資するため、2011年に作成した評価指標人口段階別目標数値一覧によると、人口20万以上30万未満の市の有効登録者数の平均は約51,000人、有効登録率19%となっており、本計画（案）21頁の9年後の有効登録者数54,000人は有効登録率20%を目指したものです。</p> <p>計画（案）に基づく各施策を推進することにより、図書館未利用者をはじめ、幅広い市民各層の利用促進に取り組んでまいります。</p>

<p>各図書館長には、各種図書館研修を受講した司書である専門職を配置すべきです。図書館運営には図書館関係者をせめて半数以上入れて運営にあたるべきです。図書館に無関係な職員で運営される図書館では、優れた運営、管理はできない。</p>	<p>図書館業務を安定して行うため、本計画（案）とは別に、専門的職員（司書有資格者）の配置について検討してまいります。</p>
<p>問題点はまだ多々ありますが、安易に公共図書館を民営化して、上記のような問題を解決しないままに、9年間も図書館を縛る案に私は反対です。</p>	<p>指定管理者制度導入の目的は、市民サービスの向上と効率的・効果的な図書館運営にあります。この目的達成のために、各施策を推進してまいります。</p>
<p>最も市民に親しまれている公共施設が図書館であることを考えるなら、プランニングの場面で委員を市民から公募するなり、ボランティアとして図書館活動に深く関わっている市民の声を広く聴取する等、「市民との協働」を形にする策定体制が不可欠であったと思う。</p>	<p>計画の策定過程で、市民各層の代表者からなる図書館協議会において、昨年10月から今年の7月にかけて御協議をいただき、様々な意見・要望を計画（案）に盛り込んだところです。</p>
<p>「効率的、効果的な運営を推進」(p. 21) することが指定管理者制度導入のねらいであるなら、5つの地区館の運営にどう具体的に反映させるのか、基本的方向性や具体的施策がどうなるのか、もっと積極的に示す必要があるのではないか。また監督的立場にあるはずの中央図書館は、そうした地区館との関係をどのように構築し、どのような役割をはたすべきなのか、これも計画の重要な柱になるはずだが、本「基本計画案」では一切触れられていない。「基本計画案」の大きな欠点と言ってもよいだろう。</p>	<p>指定管理者制度導入の目的は市民サービスの向上と効率的・効果的な図書館運営にあります。この制度のメリットの一つに、民間事業者による創意工夫や柔軟な発想を生かした事業展開があげられます。図書館未利用者をはじめ、幅広い市民各層の利用促進を図るため、計画（案）39頁の中で魅力ある事業の実施を位置づけているところです。</p> <p>また、指定管理者制度導入後、中央図書館の果たす役割や地区館との関係等については、計画（案）とは別に、指定管理者制度導入に関わる方針の中で、中央図書館が図書館運営方針や施策の決定、地区館への指導・監督等を行うとしております。</p>

<p>目指すべき図書館像の具体化方策について、p.36以降の「地域の特性を生かした館づくり」の項に意欲的に示すべきではないか。また中央図書館は、この図書館像の実現のためにどのようにリーダーシップを発揮するのか、その点に関する考え方、手法、新たな仕組み等についても盛り込むべきではないだろうか</p>	<p>目指すべき図書館像を実現するための具体的施策につきましては、5つの基本方針のもとに各基本施策を位置づけております。</p> <p>中央図書館が6館の中心館として、どのような機能と役割を担うかについては、36頁の各館による特色ある運営に記載のあるとおりです。</p>
<p>職員の資質向上について、どう具体化するのが見えない。とくに、指定管理者が運営することになる5つの地区館において、職員の資質をどう向上させるのか、中央図書館は資質の向上に向けてどのような指導・監督を行うのかが明らかでない。</p>	<p>職員研修につきましては、計画（案）の29頁と33頁に記載のとおり、図書館業務の核となるレファレンス業務を中心に、中央図書館が主導して進めてまいります。</p>
<p>計画が十全に実施されているかどうかをチェックするのは、計画策定後の重要な課題である。そうした視点で見た時、進行管理に関する本「基本計画案」で示された内容は極めて抽象的である。ここでこそ「市民との協働」の考え方を活かした新たな仕組み（既存の組織とは別の、それぞれ公募で市民から委員を募る形での組織）を計画に盛り込むべきではないだろうか。</p>	<p>図書館の運営につきましては、教育委員会や読書団体、図書館ボランティア以外に、学識経験者、学校、社会教育、家庭教育関係者など、市民各層の代表者からなる図書館協議会の御意見をいただきながら進行管理を行うとともに、数値目標の達成状況についても定期的に公表し、未達成の場合には、原因等の検証と効果的な改善策の検討に努めてまいります。</p>
<p>p.15～16に示される基本方針1～5を真に実現する方向で臨もうとするなら、指定管理者制度が導入される5つの地区館でも基本方針の実現が可能であることを具体的に計画に示すべきではないかと考える。「基本計画案」にはそれが提示されていない。</p>	<p>計画（案）の目指すべき方向は、市民が一層本に親しむことのできる環境づくりであり、これを実現するため、中央図書館が中心となって各施策を実施してまいります。</p>
<p>レファレンス・サービスは、5つの地区館においても引き続き担保されるべきはずの機能であるが、「地域の特性を生かした</p>	<p>37～38頁は各館による特色ある運営と資料収集が内容の項目となっております。</p> <p>29頁にあるレファレンス・サービスの分</p>

<p>館づくり」(p.37~38)で提示されている各地区館ごとの機能の中には全く示されていない。これは、大きな問題である。別の個所には、「高度なレファレンス」は「中央図書館に集約して対応するなど、地区館との役割分担を図ります」(p.29)とある。一定の役割分担は必要だと思うが、この指摘を踏まえるなら、少なくとも「高度」でないレファレンス・サービス、通常のレファレンス・サービスについては、地区館においても確保されるべき機能であり、その点を「基本計画案」にもきちんと明示するべきである。</p>	<p>担の意味は、高度なレファレンスは資料の充実した中央図書館で、軽易なレファレンスは地区館で分担するという意味でありませんが、図書館サービスの核となるレファレンス・サービスは、地区館においても確保されるべき機能です。</p>
<p>「具体的施策」として様々な項目が列挙されているが、出来ることと出来ないことを区分すること、また短期・中期・長期といった時間軸を入れて整理する必要があると思う。</p> <p>「読書通帳」の導入は、個人情報に不正に利用されることを十分に考える必要があり、個人の利用登録と合わせて厳重に管理する必要があると思うが、その点への留意を明文化すべきではないか。</p>	<p>御指摘の読書通帳は、貸出中のものに限って通帳へ印字するもので、資料返却後にはこれまでの貸出情報は消去され、利用者の読書履歴は一切残らないコンピュータのシステムとなっております。</p> <p>施策の実施に際しては、個人の読書記録や利用登録情報の不正な利用が起こらないよう、厳重に管理をまいります。</p>
<p>6つの図書館それぞれが「地域性を生かした特色ある図書館運営」(p.36)を行うことは必要であると思うが、安易な役割分担はすべきでなく、どの図書館においても、最小限の平等なサービスが受けられる形にすべきである。</p>	<p>御指摘のとおり、特色ある図書館運営にあたっては、図書館に求められる役割と機能等にも留意しながら、図書館サービスを推進してまいります。</p>
<p>「市民との協働による図書館づくり」(p.40)の項目では、ボランティアグループ「相互の交流及び連携を図る」(p.42)のために「ボランティア連絡協議会」を発足さ</p>	<p>図書館法や図書館の設置及び運営上の望ましい基準において、ボランティア活動を支援し、奨励することが図書館に求められていることから、今後も図書館ボランティ</p>

<p>せることが明示されているが、この点は評価したいと思う。</p> <p>しかし、指定管理者制度が導入される地区館においてのボランティア活動は、指定管理者の営利活動に寄与することにもなりかねないことから、有償ボランティアという形態も不可欠であることを計画に付け加えていただきたい。</p>	<p>アと連携・協力を図りながら、施策を推進してまいります。</p>
<p>P25の学校図書館の充実については、図書館の司書職員が行って必要なことをしてくるのではなく、学校図書館に常に人がいて、子どもたちの読書指導をすることが求められています。</p> <p>学校図書館の充実については市立図書館が担うのではなく、教育現場が学校図書館をどうするのかという基本的な考えがあり、それに対して市立図書館は支援するということだと思えます。</p>	<p>学校図書館の充実のため、図書館から司書職員を派遣し、学校図書館担当教諭や学校ボランティア等と連携し、学校図書館の運営や図書のデータベース化による貸出・検索の利便性の向上など、様々な支援や援助について検討してまいります。</p> <p>もちろん、学校図書館の運営主体は学校であり、図書館は支援をする立場であることに変わりはありません。</p>
<p>ボランティア向けの「図書館講座」のような、図書館全般のことを学習できる研修会の実施をお願いしたい。</p> <p>また、子どもの本について専門的知識をもった図書館職員の育成を要望する。</p>	<p>計画(案)の42頁の図書館ボランティアの育成の中で取り組んでまいります。</p>
<p>ボランティア同士の交流がないので、「ボランティアの連絡協議会」を立ち上げることは賛成です。ボランティア同士のよい関係を作れたらと考えます。</p> <p>最後にイベントの実施ですが、全国の図書館で実施されているからではなく、市民の意見を聞き、地域に合ったイベントを望みます。</p>	<p>(仮称)「ボランティア連絡協議会」を立ち上げ、ボランティア同士の連携・交流・研修等を進めてまいります。</p> <p>イベントの実施にあたっては、市民の要望や地域性に配慮しながら実施してまいります。</p>

<p>平成26年度の現況値「市民1人当たりの年間貸出冊数」は4.34冊と目標6冊に達していないのであるから、「市民一人当たりの年間貸出冊数」を継続して採用すべきではないか？ また、有効登録者数は他自治体との比較が難しく、一般性に欠ける指標である。</p>	<p>平成 26.年度中に利用した登録者数である有効登録者数は 31,000 人と市の人口の 11.5%であり、図書館においてこの利用者数をいかに増やし拡大していくかが大きな課題となっています。</p> <p>また、有効登録者数の目標値 54,000 人は、日本図書館協会が策定した評価指標人口段階別目標数値一覧によるものです。</p>
---	--

(3) 指定管理者の指定について

別紙参照

(3) 指定管理者の指定について

1 管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 水戸市立東部図書館
- (2) 水戸市立西部図書館
- (3) 水戸市立見和図書館
- (4) 水戸市立常澄図書館
- (5) 水戸市立内原図書館

2 指定管理者となる団体

- (1) 名称 株式会社図書館流通センター
- (2) 所在地 東京都文京区大塚3丁目1番1号
- (3) 代表者 代表取締役 石井 昭

3 指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

ただし、内原図書館については、平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

4 主なサービスの向上策等

- (1) 電子図書館サービスの導入
- (2) 図書館利用者向け託児サービスの提供
- (3) インターネット音楽図書館の導入
- (4) NHK地域映像アーカイブシステムによる水戸映像資料の公開
- (5) 図書整理期間の短縮等による開館日増
- (6) 類似施設の管理実績による管理の安定性等